

議案第63号

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年11月27日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年墨田区条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1区長の部中1の2の項を1の3の項とし、1の項を1の2の項とし、同部に1の項として次のように加える。

|   |
|---|
| 1 墨田区国民健康保険条例（昭和34年墨田区条例第14号）による結核・精神医療給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
|---|

別表第1区長の部13の項の次に次のように加える。

|   |
|---|
| 13の2 墨田区特別永住者障害特別給付金支給事業実施要綱（平成21年3月31日20墨福障第1674号）による特別永住者障害特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
|---|

別表第2区長の部中

|  |  |
|--|--|
| 1 墨田区女性福祉資金貸付条例による女性福祉資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの | 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
|--|--|

を

|                             |                                  |
|-----------------------------|----------------------------------|
| 1 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保 | 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律 |
|-----------------------------|----------------------------------|

|   |  |
|---|--|
| <p>険給付の支給又は保険料の賦課若しくは徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>   | <p>第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、生活保護法(昭和25年法律第144号)若しくは「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる情報(以下「地方税関係情報」という。)、国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)又は介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> |
| <p>1の2 墨田区国民健康保険条例による結核・精神医療給付金の支給に関する事務であつ</p> | <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>   |

に改め、同部

|  |  |
|--|--|
| て規則で定めるもの  |  |
| 1の3 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの                             | 医療保険給付関係情報、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| 1の4 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報、国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの  |
| 1の5 墨田区女性福祉資金貸付条例による女性福祉資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの   | 地方税関係情報であって規則で定めるもの  |

2の項中「健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）」を「医療保険給付関係情報」に改め、「（昭和25年法律第144号）」を削り、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）」を「中国残留邦人等支援給付等関係情報」に、「介護保険法（平成9年法律第123号）によ

る保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」を「介護保険給付等関係情報」に改め、同項の次に次のように加える。

|   |   |
|---|---|
| <p>2の2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの</p>    | <p>「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>  |
| <p>2の3 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>                                | <p>地方税関係情報又は「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>                               |
| <p>2の4 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>                                | <p>地方税関係情報又は「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>                               |
| <p>2の5 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> | <p>生活保護関係情報、老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する情報（以下「老人福祉措置関係情報」という。）、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>   |
| <p>2の6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>                      | <p>国民健康保険法による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報又は「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> |

別表第2 区長の部3の項中「地方税関係情報」を「生活保護関係情報、地方税関係情報、老人福祉措置関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は介護保険給付等関係情報」に改め、同部4の項中「生活保護法若しくは「生活に困窮する外国人に

対する生活保護の措置について」による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）を「児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報、生活保護関係情報」に、「又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「、老人福祉措置関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）による医療費等の助成に関する情報又は墨田区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報」に改め、同部6の項中「地方税関係情報」を「生活保護関係情報、地方税関係情報、老人福祉措置関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は介護保険給付等関係情報」に改め、同部8の項中「生活保護関係情報」を「児童福祉法による障害児入所給付費の支給に関する情報、生活保護関係情報」に、「又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「、老人福祉措置関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は介護保険給付等関係情報」に改め、同部9の項中「生活保護関係情報」を「児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報、生活保護関係情報」に、「又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報又は東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による医療費等の助成に関する情報」に改め、同部10の項中「生活保護関係情報」を「児童福祉法による障害児入所給付費の支給に関する情報、生活保護関係情報」に、「又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「、老人福祉措置関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は介護保険給付等関係情報」に改め、同部11の項中「又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「、老人福祉措置関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は介護保険給付等関係情報」に改め、同部12の項中「生活保護関係情報」を「児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報、生活保護関係情報」に、「又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」を

「、中国残留邦人等支援給付等関係情報、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報又は東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による医療費等の助成に関する情報」に改め、同部 14 の項中「地方税関係情報」を「生活保護関係情報、地方税関係情報、老人福祉措置関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は介護保険給付等関係情報」に改め、同部 17 の項中「生活保護関係情報」を「児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報、生活保護関係情報」に、「又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「、中国残留邦人等支援給付等関係情報、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報又は東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による医療費等の助成に関する情報」に改め、同項の次に次のように加える。

|   |  |
|---|--|
| <p>17の2 墨田区特別永住者障害特別給付金支給事業実施要綱による特別永住者障害特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> | <p>生活保護関係情報、地方税関係情報又は国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> |
|---|--|

別表第2 区長の部 21 の項中「（昭和34年法律第141号）」を削り、同部 22 の項中「（昭和29年法律第115号）」を削り、同部 24 の項中「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）」を「障害者関係情報」に改め、同部 35 の項の次に次のように加える。

|  |   |
|--|---|
| <p>35の2 予防接種法（昭和23年法律第68号）による実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> | <p>障害者関係情報、生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> |
|--|---|

別表第2 区長の部 36 の項の次に次のように加える。

|   |  |
|---|--|
| <p>36の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年東京都規則第12号）による精神通院医療費の助成に関する事務（特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により区が事務を処理することとされたものに限る。）であって規則で定めるもの</p> | <p>生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>  |
| <p>36の3 公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p>  | <p>「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> |

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （提案理由）

区民の利便性の向上、行政運営の効率化、行政手続の簡素化等を図るため、区長が行う事務において個人番号を利用する事務を追加し、庁内における特定個人情報の利用範囲を拡大する必要がある。